

第5章 東南海・南海地震防災対策推進計画

第1節 東南海・南海地震防災対策推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域について東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項及び東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、特別防災区域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第2節 地震防災上整備すべき施設等に関する事項

特別防災区域内においては、大量の危険物を貯蔵、取り扱っており、大規模地震発生時は大規模な災害になる可能性が大きく、かつ周辺地域にも影響を及ぼす可能性があるので、第3章「災害予防計画」により、危険物・高圧ガス等施設における耐震性の強化につとめ、防災施設の維持管理の強化及び資機材の整備・増強を図ること。また、保安体制の強化、施設の安全管理等の対策を講ずるとともに、災害を想定した消防戦術の確立、消防活動マニュアル等の整備を図ること。

第3節 地震応急対策

1. 防災体制の確立

- (1) 防災本部は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されるる規模の地震（以下「地震」という）が発生したと判断したときは、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、その規模、形態によって阿南市に現地対策本部を設置し、総合的応急対策を講ずるものとし、その組織は本計画第2章第1節「徳島県石油コンビナート等防災本部」によるものとする。
- (2) 現地防災本部は、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域において、被害情報の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動を実施することとし、その設置場所及び組織は、本計画第2章第2節「現地対策本部の設置」によるものとする。

2. 情報の収集・伝達及び広報

地震発生時、防災本部は、早期に被害の概要を把握するために、その情報収集に努めるものとする。

特定事業所及び所轄消防機関は、災害情報の収集及びその応急措置を努めることとし、その内容を逐次消防本部に報告するものとする。なお、現地防災本部が設置された場合は、当該情報は現地防災本部へ報告するものとし、報告を受けた現地防災本部は、速やかに防災本部に報告するものとする。

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達及び広報については、本計画第4章第1節「動員・情報連絡体制」によるものとする。

3. 応急対策

防災関係機関及び特定事業所は、地震発時において、地震災害の防止及び拡大の防止、地域住民の生命及び身体の保護のため、本計画第4章第9節「自然災害及びこれらに起因

する災害防御計画」により実施するものとする。

第4節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

津波を伴う地震発生時の避難誘導計画は、次のとおりとする。

- 1 特定事業者は、あらかじめ津波からの避難場所を定め、その位置及び避難経路を示す図面等を作成し、全従業員・顧客等に周知するものとする。
- 2 津波注意報・津波警報や津波に係る避難勧告が発令されるなど、避難が必要なときは、従業員・顧客等に速やかに避難する旨、あらかじめ定めた避難場所の位置及び避難経路を知らせるものとする。
- 3 従業員はあらかじめ定められた安全措置を行い、特定事業者に報告した後、津波からの避難場所に避難する。なお、安全措置を行う際は、津波到達時間や従業員が避難に要する時間を考慮するものとする。
- 4 その他、避難誘導に係る事項については、第4章第3節「避難計画」に定めるところにより実施するが、下記の事項にも注意する。
 - (1) 長い時間の揺れを感じたときは、津波注意報・警報等の情報を待つことなく、直ちに行動をとる。
 - (2) 避難場所等に到達した際には、津波が連続して来襲することが予想されるので、一定期間、避難場所にとどまるか、さらに安全な待避場所に移動することとする。

第5節 防災教育及び訓練に関する事項

防災関係機関及び特定事業所は、東南海・南海地震を想定し、予想される地震動及び津波に関する知識、地震・津波に関する一般的な知識、地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識、今後地震対策として取り組む必要のある課題等必要な防災教育を行うとともに、地震・津波に対する災害応急対策を含む訓練を実施するものとし、その事業計画は、本計画第3章第4節「防災教育訓練計画」によるものとする。

第6章 災害復旧計画

災害復旧は、被災した各施設の復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画をたてるものとする。復旧計画は、災害の種類によつて次の計画種別によるものとする。

- 第1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 第2 農林水産施設復旧事業計画
- 第3 都市灾害復旧事業計画
- 第4 上下水道灾害復旧事業計画
- 第5 住宅灾害復旧事業計画
- 第6 学校教育施設災害復旧事業計画
- 第7 その他の災害復旧事業計画